

## ●香川県告示第248号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）第3条の規定に基づき、香川県子どもの未来応援アンケート調査を次のとおり実施する。

平成28年7月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 1 調査の名称及び目的

#### (1) 名称

香川県子どもの未来応援アンケート調査（子どもの保護者に対するアンケート調査及び相談・支援機関に対するアンケート調査）

#### (2) 目的

平成27年8月に策定した「香川県子どもの貧困対策推進計画」を推進するに当たり、より効果的な支援の在り方について検討するため、県内の子どもの生活状況及び貧困実態を把握するとともに、支援ニーズの調査及び分析を行うことを目的とする。

### 2 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

香川県内全域

#### (2) 属性的範囲

ア 子どもの保護者に対するアンケート調査

県内で次に掲げる者を含む世帯

(ア) 小学校1年生の児童

(イ) 小学校5年生の児童

(ウ) 中学校2年生の生徒

イ 相談・支援機関に対するアンケート調査

子どもや保護者の相談・支援機関

### 3 報告を求める事項及びその基準となる期日

#### (1) 報告を求める事項

ア 子どもの保護者に対するアンケート調査

(ア) 児童又は生徒の生活状況について

(イ) 児童又は生徒の学習環境等について

(ウ) 世帯の状況について

(エ) 支援制度の利用状況・相談状況等について

イ 相談・支援機関に対するアンケート調査

(ア) 相談状況について

(イ) 相談の背景に貧困を伴うと考えられる案件について

(ウ) 背景に貧困を伴うと考えられる案件のうち、子どものいる世帯について

(エ) 子どもの貧困対策に係る支援制度について

(オ) 背景に貧困を伴うと考えられる案件のうち、子どものいる世帯の具体的事例について

(事例収集)

#### (2) 基準となる期日

平成28年9月1日現在

#### 4 報告を求める者

##### (1) 子どもの保護者に対するアンケート調査

2の(2)のアに掲げる世帯のうち、それぞれ25パーセントを無作為抽出した6,658世帯

##### (2) 相談・支援機関に対するアンケート調査

県が保有する子どもや保護者の相談・支援機関の名簿の中から有意抽出した120機関

#### 5 報告を求めるために用いる方法

##### (1) 調査組織

県が民間事業者に委託して実施する。

##### (2) 調査方法

県が委託した民間事業者から一括して郵送した後、同民間事業者が同封の返信用封筒で郵便により回収を行う。

#### 6 報告を求める期間

調査の実施期間 平成28年9月1日から同月30日まで